

現場説明書

工事名 信州大学（松本）総合研究棟 3 階空気調和設備改修工事

信州大学環境施設部

信州大学
環境施設部
環境管理課
承認

1 工 事 名 信州大学（松本）総合研究棟3階空気調和設備改修工事

2 工 事 場 所 長野県松本市旭3-1-1（信州大学松本キャンパス構内）

3 完 成 期 限 令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）

4 一 般 事 項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) —印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は別図のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図及び監督職員の指示に従うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける（ 号） ○設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む ○構内より分岐できる。

③ 工事用電話

・構外より引込む。 ○携帯電話等で対応する。

~~において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

- ⑥ 基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑦ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- ⑧ ~~基準第30第4項ただし書きの規定を適用する（災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限る）~~

~~(2) 入札の保証について~~

~~【記載省略】~~

~~(3) 契約の保証について~~

~~【記載省略】~~

~~(4) 工事請負代金債権の債権譲渡~~

~~この工事の受注者は、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。~~

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点」（令和5年6月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）により適切な取引をすること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて信州大学財務部経理調達課から2回以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

① 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。

~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

~~ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が1,000万円以上であって、かつ工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。~~

② 前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証

契約番号及び認証情報について電子契約システム（又は電子メール）を介して提供すること。

~~(10) 契約不適合責任~~

~~基準第43及び第57による。~~

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）を締結すること。

- ① 保険対象
工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。
- ② 保険契約者
受注者とすること。
- ③ 被保険者
発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。
- ④ 保険金額
請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。
- ⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）
請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。
- ⑥ 保険金請求者
受注者とすること。
- ⑦ 保険期間
工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。
- ⑧ 特約条項
 - ~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。【分離発注工事等である場合】~~
 - ~~イ 水災危険担保特約を附帯すること。【建設工事保険を付保する場合】~~
 - ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。
 - (ア) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。
 - (イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。
 - (ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。
 - ~~(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。【分離発注工事等である場合】~~
 - ~~エ 損害てん補限度額は、1事故につき5,000万円以上又は請負代金額が5,000万円に満たない工事については請負代金額と同額とすること。【土木工事保険を付保する場合】~~
- ⑨ その他
 - ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
 - ~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~
 - ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発

注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

(12) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

(13) 設計図書に対し疑義があった場合の対応

- ① 受注者は、設計図書どおり施工すると、内在する危険性や瑕疵の生じるおそれが高いとき、または、その疑いがあると判断したときは、直ちに発注者にその旨を報告し、代替案及びその工事費を提示するなどの助言を行い、設計図書どおり施工するか否かについて確認しなければならない。
- ② 受注者は、設計図書どおりに施工すると、工事目的物の維持管理が著しく煩雑になる、若しくは、通常と比べその費用が著しく高くなると判断したときは、直ちに発注者にその旨を報告し、代替案、工事費及び維持管理費を提示するなどの助言を行い、設計図書どおり施工するか否かについて確認しなければならない。

(14) 基準第18の補足

受注者は設計図書の内容に疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に通知し、その確認を得なければならない。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本法人が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (4) 前記(1)及び(2)の「警察への通報等」及び「発注者への報告」を怠ったことが確認された場合の措置について

① 指名停止又は文書注意

暴力団員等による不当介入を受けた受注者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして指名停止となる。

なお、指名停止に至らない事由の場合は、指名停止措置要領第12に規定する書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）に該当するものとして文書注意となる。

② 工事成績評定への反映

工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）に基づき、前記①による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点の工事成績評定点の減点となる。

8 その他

- (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録をすること。

~~（2）公共事業労務費調査への協力~~

【記載省略】

（3）建設業退職金共済制度の履行

- ① 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

（4）工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け文教施設企画部長決裁）による工事成績評定の対象工事である。

（5）ワンデーレスポンスの実施について

この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（6）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当役等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

~~（7）主任技術者又は監理技術者等の専任を要しない期間について~~

【記載省略】

（8）現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることを条件に現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。なお、具体的には請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

~~（9）建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて~~

【記載省略】

~~（10）建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

【記載省略】

~~(11) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

【記載省略】

(12) 週休2日促進工事の実施について

【発注者指定方式の場合】

- ① 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- ② 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場休息等」という。）の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息等を行ったと認められる状態をいう。
 - ウ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - オ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - カ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合（以下「現場休息等率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。

また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - キ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。
- ③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の場合の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- ④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。
- ⑤ 【建築工事等の場合】

月単位の4週8休以上（現場休息等率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並び

に市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については、その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。

⑥ ~~【土木工事等の場合】~~

~~月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に以下のアの補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率（以下、「労務費等」という。）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、以下のイの補正係数に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。なお、市場単価及び土木工事標準単価については、その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。~~

~~ア 月単位の4週8休以上（4週8休以上）~~

~~・労務費 1.04
・機械経費（賃料） 1.02
・共通仮設費率 1.03
・現場管理費率 1.05~~

~~イ 通期の4週8休以上（4週8休以上）~~

~~・労務費 1.02
・機械経費（賃料） 1.02
・共通仮設費率 1.02
・現場管理費率 1.03~~

- ⑦ 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ⑧ 本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

~~【受注者希望方式の場合】~~

- ~~① 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。~~

~~月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は③の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。~~

- ~~② 週休2日の考え方は以下のとおりである。~~

~~ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場休息等」という。）の日の確保を行ったと認められる状態をいう。~~

~~イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息等を行ったと認められる状態をいう。~~

~~ウ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者~~

- ~~があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。~~
- ~~エ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。~~
- ~~オ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。~~
- ~~カ 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息等日数の割合（以下「現場休息等率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息等を行っている状態をいう。なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。~~
- ~~また、現場休息等日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。~~
- ~~キ 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息等率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。~~
- ~~なお、現場休息等率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息等日数に含めるものとする。~~
- ~~③ 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息等の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。~~
- ~~監督職員が現場休息等の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息等の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。~~
- ~~④ 監督職員は、受注者が作成する現場休息等の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息等の日数を確認する。~~
- ~~⑤ 【建設工事等の場合】~~
- ~~月単位の4週8休以上（現場休息等率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。~~
- ~~なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）については、その労務費補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。~~
- ~~⑥ 【土木工事の場合】~~
- ~~月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に以下のアの補正係数により労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率（以下、「労務費等」という。）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息等の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、以下のイの補正係数に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。なお、市場単価及び土木工事標準単価~~

~~については、その労務費等補正分として別表に示す補正係数により補正し予定価格を作成している。また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費等補正分を減額変更する。~~

~~ア 月単位の4週8休以上（4週8休以上）~~

・労務費	1.04
・機械経費（賃料）	1.02
・共通仮設費率	1.03
・現場管理費率	1.05

~~イ 通期の4週8休以上（4週8休以上）~~

・労務費	1.02
・機械経費（賃料）	1.02
・共通仮設費率	1.02
・現場管理費率	1.03

~~⑦ 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。~~

~~⑧ 本工事はモニタリング対象であり、現場休息等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。~~

(13) 共通費実態調査について

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化をはかることを目的とした共通費実態調査（共通費モニタリング調査）の対象工事である。
なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。

(14) 猛暑による作業不能日数について

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数：0日間（~~工期の始期は令和一年一月一日【着手期限の日付とする】で算定）【括弧内は余裕期間制度（任意着手方式）を適用する工事において記載】~~
- ② 上記①は、環境省が公表する甲信地方ー長野ー松本地点 におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した 暑さ指数）過去5年分（令和2年～6年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを年平均したもの。
- ③ 気象状況により、工期中に発生した猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する甲信地方ー長野ー松本地点におけるWBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

(15) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化工事写真の改ざん防止を図るものである。
本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③

の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリストCRYPTREC暗号リスト」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「3. (3) 撮影方法」による。

なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

~~(16) 建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事について~~

【記載省略】

(17) 質疑回答

- ① 提出期間：令和7年6月27日（金）から令和7年7月11日（金）の土日、祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで。（ただし、最終日の7月11日（金）は9時00分まで。）
- ② 提出先：信州大学環境施設部環境管理課（担当 大森）
- ③ 提出方法：メール（Word データ）により行うものとする。
（メールアドレス kankanri@gm.shinshu-u.ac.jp）
なお、メールによる提出が困難な場合は、書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- ④ 回答方法：質問内容及び回答内容は、次のとおりホームページ(URL：http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/headquarters/facilities_section/)により閲覧に供する。
期間：令和7年7月16日（水）～令和7年7月22日（火）

~~(18) 数量公開~~

【記載省略】

注記

文中の【記載省略】は、記載を省略した部分を示す。

別表 市場単価等の補正係数（電気設備工事）

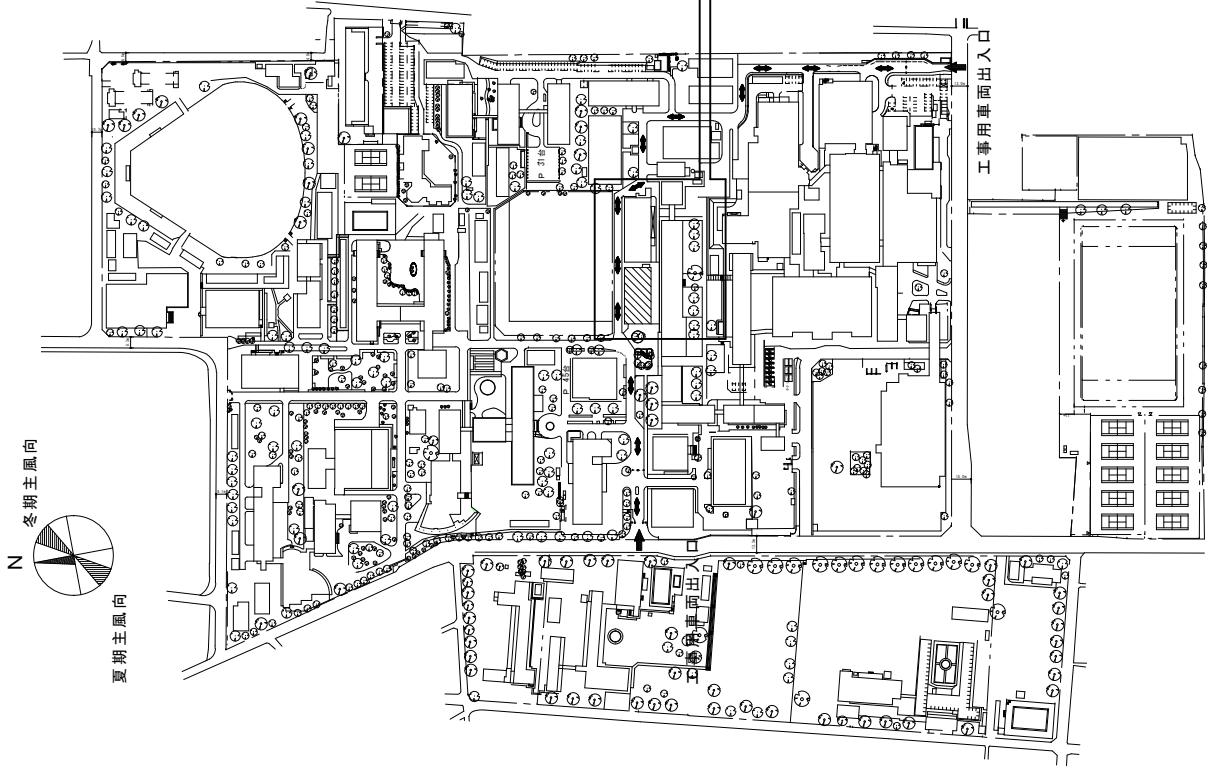
工種	摘要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営・無人改修 補正係数	執務並行改修 補正係数	新営・無人改修 補正係数	執務並行改修 補正係数
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1. 03	1. 21	1. 01	1. 19
	ケーブルラック	1. 02	1. 17	1. 01	1. 15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1. 03	1. 20	1. 01	1. 18
	プルボックス	1. 02	1. 15	1. 01	1. 13
	プルボックス用接地端子	1. 00	1. 00	1. 00	1. 00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁床）	1. 02	1. 16	1. 01	1. 14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1. 01	1. 06	1. 01	1. 05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1. 02	1. 17	1. 01	1. 15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1. 03	1. 19	1. 01	1. 17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1. 02	1. 02	1. 01	1. 01

別表 市場単価等の補正係数（機械設備工事）

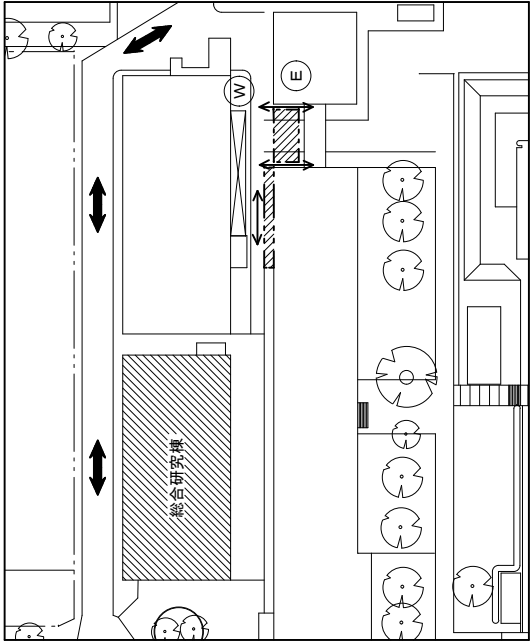
工種	摘要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営・無人改修 補正係数	執務並行改修 補正係数	新営・無人改修 補正係数	執務並行改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1. 03	1. 17	1. 01	1. 15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1. 03	1. 17	1. 01	1. 15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1. 04	1. 24	1. 02	1. 22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1. 04	1. 24	1. 02	1. 22

仮設計画図

工事名：信州大学（松本）総合研究棟3階空調設備改修工事



松本キャンパス配置図 S=Noscale



本工事建物配置図 S = NoScale

凡例

- | | | | |
|--|------------------|--|-----------|
| | 本工事範囲 | | 工事用ゲート |
| | 本工事用地 | | 歩行者・自転車通路 |
| | 工事用車両出入口 | | |
| | 工事動線 | | |
| | 電力分岐位置 | | |
| | 給水分岐位置 | | |
| | 交通整理員（使用時） | | |
| | フェンスバリケード | | |
| | 仮囲いカラーコーン（L=80m） | | |
- その他
- ・学生及び教職員等への安全対策を十分に行うこと。
 - ・工事用地内にある樹木は、工事に支障がある場合には監督職員と協議の上、剪定を行うこと。
 - ・原則、工事車両が構内に入構する際は左折して入り、出る時は左折して出ること。（一方通行箇所を除く）
 - ・工事関係車両は工事用地内に駐車すること。
 - ・破壊・汚損等した場合は速やかに監督職員に報告の上、補修すること。
 - ・工事用地及び通路等は不陸や破壊を起こさぬよう適切に養生を行うこと。
 - ・工事完了後には整地を行うこと。
 - ・通勤車両は、近隣有料駐車場を使用すること。
 - ・工事車両は、車両入構カードを構内し構内に入入りすること。（3,000円/月・台 カードは1台につき1枚必要）